

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 7 年（2025 年）12 月

熊 本 県

目次

第 1	基本的な考え方	1
第 2	普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	1
1	基本的な課題の解決に向けた取組方針	
(1)	担い手の確保・育成と経営基盤強化	
(2)	農畜産物の生産性向上・競争力強化	
(3)	農畜産物の高付加価値化・販売力強化	
(4)	環境に優しく変化に対応した生産体制の確立	
(5)	中山間地域等の農村活性化	
2	活動方法に関する基本的な事項	
(1)	重点化すべき課題に対応した取組みの推進方向	
(2)	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	
第 3	普及指導員の配置に関する基本的事項	8
1	普及指導員の配置	
2	農業革新支援専門員の配置	
第 4	普及指導員の資質の向上に関する基本的事項	9
1	普及指導員育成計画	
2	向上を図るべき資質	
3	資質向上の方法	
第 5	農業普及・振興課の運営	11
1	農業普及・振興課の活動体制	
2	農業革新支援センターの活動体制	
第 6	農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	12
1	研修教育の充実強化	
2	社会人や農業高校等への研修機会の提供	
第 7	その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項	13
1	行政施策への対応	
2	家畜伝染病への対応	
3	病虫害対策への対応	
4	関係機関との連携による効率的な普及指導活動	
5	各種地域協議会との連携による普及指導活動	
6	地域資源である林業・水産業との連携及び都道府県間の連携	
7	農業に関する教育への協力	
8	海外技術協力への対応	

第1 基本的な考え方

本県の協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、普及指導員が行政や研究組織と連携しながら、直接農業者に接して農業生産の合理化や農業経営の改善、農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を行うこと等により、効果的かつ効率的に、本県の重点農業施策を推進し、農業の持続的な発展や農村振興を図るものである。

本県の農業・農村は、依然として進展する農業者の減少・高齢化に加え、生産資材の高騰、気候変動に伴う異常気象の頻発化など大きな不安や不確定要素が大きくなっている。また、半導体企業の進出に伴い、主要産地の農畜産物の生産環境が急速に変化するなど、これまでに経験したことがない情勢変化や課題への対応が求められている。

そのような中、本県は農業・農村の維持・発展を図るため、「熊本県食料・農業・農村基本計画」に基づき、持続的で活力あふれる稼げる農畜産業の実現と中山間地域等の農村活性化に取り組むこととしている。

また、環境に優しく変化に対応した生産体制の確立のため、みどりの食料システム戦略の推進も課題となっている。

このような課題を解決するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、高度な技術を指導する「スペシャリスト機能」及び関係機関との連携の下に課題解決を支援する「コーディネート機能」を併せて発揮し、地域農業の課題解決に向けて普及指導活動に取り組む普及事業を実施する。その際、これらの普及事業をより効果的に展開するため、ICTの更なる活用を図る。

なお、この実施方針に基づき、おおむね5年間の普及指導活動を計画的に展開する。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 基本的な課題の解決に向けた取組方針

普及指導活動については、国や県の施策と連動し、公的機関が担うべき役割を踏まえ、地域の実情、農業者のニーズ及び関係機関の意見を鑑み、以下の課題解決に取り組む。

- (1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化
- (2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化
- (3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化
- (4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立
- (5) 中山間地域等の農村活性化

(1) 担い手の確保・育成と経営基盤強化

担い手の経営基盤の強化に加え、親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成のため、就農相談から定着まで地域一体となったきめ細かな支援や、経営資産・農業技術の円滑な継承などに取り組む。

また、外国人材の受け入れや農福連携による障がい者の就業促進等に取り組む、多様な人材が活躍できる農業現場の拡大を支援する。

(2) 農畜産物の生産性向上・競争力強化

「食のみやこ熊本県」の核となる魅力ある農畜産物の生産性を高めるため、スマート農業・DX技術の実装加速化、新品種・新技術の普及、農地や農業用施設等の生産基盤強化に向けた取組みを推進する。

また、県産農畜産物が全国の消費者から選ばれるように、生産技術の改善・向上、品質管理の徹底などの取組みを推進する。

(3) 農畜産物の高付加価値化・販売力強化

「食のみやこ熊本県」の創造に向け、県産農畜産物の魅力を発信するとともに、地産地消や6次産業化、有機農業、ブランド戦略等を複合的に推進し、農畜産物の高付加価値化・販売力強化を図る。

(4) 環境に優しく変化に対応した生産体制の確立

① 地下水と土を育む農業及びみどりの食料システムの推進

「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」に基づき、有機農業をはじめとするくまもとグリーン農業や堆肥の広域流通、水田の有効活用の取組みを推進する。併せて、温室効果ガスの削減に向けた技術の普及等に取り組む、農業生産における環境負荷軽減を図る。

② 自然災害、病害虫や家畜伝染病などの農業生産におけるリスク対策

近年、頻発化・激甚化している豪雨や異常高温などの自然災害に対しては、被害軽減につながる品種選定や施設導入などの推進に加え、事前・事後の技術対策指導に取り組む。

また、発生増加や新たな侵入などのリスクが高まっている重要病害虫や悪性家畜伝染病については、地域一体となって発生予防・まん延防止対策の強化を図る。

(5) 中山間地域等の農村活性化

中山間地域においては、収益が見込める新たな農作物の導入や栽培方法、効率化や省力化等に向けたデジタル技術の活用を後押しし、地域の特色を活かした多様な所得確保の取組みを支援する。

また、地域の関係機関と連携し、多様な人材の活用が促進されるよう支援するとともに、農山村の魅力発信や都市農村交流を通じた関係人口の増加等の活動を促し、農業・農村の維持・発展を図る。

中山間地域は野生鳥獣による被害の多発が懸念される地域であることから、地域ぐるみで「生息環境管理」「侵入防止対策」「有害鳥獣捕獲」等を総合的に組み合わせた対策を推進する。

2 活動方法に関する基本的な事項

1の課題への取組みを実施するうえで、次に掲げる事項に重点的に取り組むものとする。

なお、活動に際しては、ICTの活用を積極的に行い、①迅速かつきめ細かな技術指導の実施、②農業革新支援専門員と普及指導員の連携強化による人材育成、③情報共有による気象災害の事前対策及び被害状況の速やかな把握、④迅速な技術情報の発信に取り組む。

(1) 重点化すべき課題に対応した取組みの推進方向

① 担い手への支援強化

親元就農をはじめとする新規就農者の確保・育成については、新規学卒だけでなく、Uターンや定年帰農、非農家からの新規参入、農業法人への雇用就農など多様な就農形態に対応し、市町村や農業委員会、農業協同組合、NPO法人、農業大学校及び農業高校、普及指導協力委員、熊本県農業経営・就農支援センター、先進的な農業者等との連携の下、就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細かな就農支援に取り組む。

また、地域計画の実現や変更に向けた協議の場への積極的な参加を通じて、次世代の担い手への生産基盤の継承の推進、担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成を市町村と連携して支援するものとし、普及指導員は、担い手の技術、経営状況、意欲等に応じて、支援内容を設定するよう努める。

中でも、農業者の経営発展を支援するとともに、今後リタイアする農業者の経営を円滑に継承するため、熊本県農業経営・就農支援センター等関係機関連携のもと、地域ぐるみの支援体制を構築し、農業者を伴走型で支援する。

さらに、将来地域をリードする青年農業者育成のため、青年農業者が取り組む生産及び経営技術に係るプロジェクト活動及び地域農業振興に向けた青年農業者組織の主体的な活動を支援する。

② 地域における新技術導入と生産・出荷体制確立を支援

農業者の所得向上と、安全・安心で魅力ある農畜産物を消費者へ提供するため、試験研究機関、大学、民間等との連携を強化し、地球温暖化に対応した新品種や、省エネ・低コスト、高品質・安定生産に資する革新的な生産技術の導入と普及定着を推進する。

また、実需者のニーズに対応し、年間を通じた安定出荷を可能とする生産技術の普及や出荷体制の確立を支援する。

さらに、生産性向上・省力化のため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入を促進するとともに、農業者等におけるスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の作成を伴走支援する。

なお、スマート農業技術の普及に当たっては、農業機械の導入コスト、高度な専門知識の習得が課題となる場合があることから、普及対象となる農業者の経営状況に応じて、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を検討するよう働きかける。

③ 地域農業の維持・発展

地域の農業者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話し合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行う。

また、農地を守り地域農業を支えるため、関係機関と連携しながら地域営農組織の設立を促進するとともに、地域の実情に応じた営農ビジョンづくり等合意形成を支援する。地域営農組織における経営基盤の強化に向けては、水田のフル活用や作付けの団地化・ブロックローテーションの取組みを進めるとともに、組織の再編・統合によりスケールメリットを活かせる経営規模への拡大や収益性の高い新規作物の導入を支援する。なお、小規模な地域営農組織については、6次産業化などを含めた経営の多角化や組織の再編・統合の取組みを支援する。

④ 農村における多様な人材・機関との連携

普及指導員は、地域の多様な関係機関と連携して、実施方針に掲げる農村の課題に対応するため、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとの異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

① 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員は本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意するとともに、農業者に接する際は、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。

また、普及指導員が「スペシャリスト機能」を発揮しながら、普及指導活動の充実・強化を図るため、ＩＣＴの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者をはじめとする関係者・関係機関への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努めるものとする。

② 公的機関が担うべき分野における取組みの強化

本県の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動※について、現場の実情を踏まえて強化する。

活動に当たっては、生産から消費に係る各段階の関係者（食料システム関係者）のほか、外部有識者をはじめとする多様な関係者間のコーディネート役を担い、連携強化に努める。

※地域農業で求められる技術革新の推進、技術導入や組織育成等に係る地域の合意形成、新規就農者の確保・育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農畜産物の安全の確保、農福連携の推進に対する支援、農作業安全の推進等、生産現場から求められている活動

③ 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者の持つ優れた知見や経験に学び、農業者が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダーに対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供を積極的に行いつつ、新規就農者の確保・育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組みへの参画を求めることや、普及振興計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップ構築に向けて積極的に働き掛ける。また、この

ような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援に努めるものとする。

また、協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う先進的農業者、農業経営及び農畜産物の加工・販売その他農業に関連する事業について識見を有する者を普及指導協力委員に委嘱し、その協力を得ることとする。

④ 試験研究機関・民間企業等との連携強化

ア 試験研究機関との連携

都道府県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員を中心に、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点を伝えることなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

イ 農業協同組合との役割分担・連携

普及組織が主体的に関わる必要がある課題について、どの程度関与する必要があるか、他の組織が中心となることができないかといった観点から、農業協同組合との役割分担を明確にしたうえで普及指導活動を行う。

特に、既に確立された技術による生産の高位平準化や、簡易な病害虫・土壌・生育診断等の一般的な営農指導については、農業協同組合の営農・生活指導組織が主体的に担当するよう役割分担を進める。

その際、農業協同組合との役割分担を円滑に行うため、営農指導員を構成員とする技術者連絡協議会等の様々な機会を通じて情報提供を行い、連携を強化する。

ウ 金融機関との連携

農業制度資金等の借入希望農業者を対象とする普及指導活動に当たっては、適切な計画がなされるとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、日本政策金融公庫、地方銀行、農業協同組合等の金融機関の密接な連携に努める。

エ その他の民間企業等との連携強化

税務・財務、会計・経理、労務管理等や農畜産物加工、マーケティング、ＩＣＴ、ロボット技術等専門性の高い分野については、基本的に

は税理士や社会保険労務士等の民間企業を積極的に活用する。

その際、普及指導員は、地域農業に関する幅広い知識をもとに民間企業等の専門家が力を発揮できるよう役割分担を整理し、農業者や関係機関との橋渡しを行う。加えて、取組み全体を調整・総括し、成果や課題の点検を行う。

農業革新支援専門員は、連携と役割分担が適切に図られるよう、連携の状況や知見の内容等を把握するとともに、普及指導員と民間企業等との情報交換を促進するよう努める。

⑤ 普及振興計画の策定と評価

ア 普及振興計画の策定

地域の課題解決に向け、普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、「熊本県食料・農業・農村基本計画」及び実施方針に即し、おおむね4か年の普及指導活動による成果目標を明確にした普及振興計画を策定する。

普及振興計画は普及指導活動・農業振興用務両面を手法としながら、普及の機能を最大限に発揮し、市町村、農業協同組合等の関係機関との役割分担を明確にしたうえで、効果的・効率的に普及指導活動を展開させるために必要なものであり、適切な進行管理を行う。

また、普及振興計画策定に当たっては、地域の農業者、市町村、農業団体等の参画により、関係者の合意のもとに活動が展開されるよう十分に配慮する。

計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組みの必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

イ 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動及びその成果について記録を適切に行うとともに、必要性、有効性、効率性等の観点から、内部評価及び外部評価を行い、その成果に基づき改善方策を検討する。

⑥ 重点プロジェクト計画の策定

農業革新支援センターが行う重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、集積した技術・情報を活用し、地域農業の重要な課題の解決に向けて、重点的かつ横断的に行う取組みについて、農業普及・振興課と連携して策定及び実施する。

⑦ 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関をはじめとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、類似課題をもつ地域同士が横断的に連携し調査研究に取り組むことで、効果的・効率的に困難な課題を解決し、その成果等を有効に活用するものとする。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

1 普及指導員の配置

普及指導活動を実施するため、各広域本部（地域振興局）農林（水産）部の11か所に、法第12条第2項の各号の普及指導センターの事務をつかさどる農業普及・振興課を設置し、法第8条第2項各号の事務を行う普及指導員を配置する。

普及指導員の配置に当たっては、地域農業の担い手への技術指導や情報提供、就農希望者への相談活動等、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できる普及指導活動を行うため、総合的に考慮する。

また、普及指導員が有する「スペシャリスト機能」及び「コーディネート機能」が発揮されるよう、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数や年齢構成を配慮する。

なお、普及指導員が農業者との信頼関係を構築したうえで、効果的かつ効率的な普及指導活動を継続できるよう、普及指導員の在任期間にも配慮する。

2 農業革新支援専門員の配置

専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力を有した普及指導員を協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）第3第2項の農業革新支援専門員として農業技術課に配置し、第5第2項の農業革新支援センターとする。

農業革新支援専門員は、県全域を活動範囲として各地域の普及指導員等と連携・役割分担を明確にしたうえで、広域的な重要課題等の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導や普及指導員の研修及び指導能力の高位平準化に向けた活動、試験研究機関・行政機関・教育機関・食料システム関係者等との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応を行う。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と連携しながら、地域農業の生産面・流通面の革新を図る「重点プロジェクト」に取り組む。

さらに、先進的な農業者からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するとともに、気象災害等への危機管理及び技術対策確立に向けた支援を行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

1 普及指導員育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、中長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と配置を進めるため、普及指導員育成計画を策定する。

これに基づき年度ごとの研修実施計画を作成し、研修を計画的・効果的に実施するとともに、各種研修結果の効果的な活用を図る。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及び農業経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法、地域農業・農村についての実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する手法等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

特に、スマート農業や気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、農作業安全等の横断的な対応が必要となる技術及び知識、その他協同農業普及事業において重点的に推進する取組み並びに都道府県の実情に応じた課題に関する高度な技術及び知識の習得に努める。

併せて、多様な食料システム関係者等と農業者・産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力、地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析力、これらに基づいた将来展望や関係機関間の連携方策を提案する企画力などの資質向上に努める。

また、普及指導活動を進める能力について、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組みに責任を持って遂行することにより、継続的に研鑽する。

3 資質向上の方法

（1）基本的考え方

普及指導員が、「スペシャリスト機能」と「コーディネート機能」を併せ持ち、普及指導活動でこれらの機能を十分に発揮するため、普及指導員に対する研修の充実強化に努める。普及指導員の資質向上については、

自己研修及び職場内研修を基本とし、国との役割分担を踏まえ、効果的・効率的かつ体系的に普及指導員の資質向上研修を実施する。

なお、これらの研修を実施する際には、各自の資質や解決すべき課題に応じて、必要な能力を計画的に強化するものとし、国が実施する研修への派遣や最新のＩＣＴの効果的な活用に努める。

（２）研修の進め方

研修の実施に当たっては、自己研修、職場内研修を基本としつつ、担当業務に対応した研修を実施する。

また、基礎技術習得期、総合指導力・専門能力強化期、指導スキル向上期の段階を踏まえて、普及指導員として求められる能力を十分発揮できる人材を育成する。

なお、研修の目的に応じて、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、専門家などの多様な人材との連携を図る。

（３）研修の内容

① 職場内研修

普及指導員の資質向上の基本は、日常の自己啓発を図りながら、普及指導活動を通じて学ぶ職場内研修にある。このため、所属長は積極的に研修に取り組む職場環境づくりに努め、職場内研修の充実・強化を図る。

また、国及び県の研修の成果の波及を図るため、職場内で研修報告を実施し、普及指導員としての共通認識を高めるとともに専門項目への活用を図る。

② 県が実施する研修

ア 基礎技術習得研修

新たに任用された普及職員については３年間を新任期とし、初年度に普及指導活動基礎や専門技術の養成研修を重点的に実施し、次年度以降、実践的技術の養成、現地課題を設定した実践的普及指導活動の推進、並びに経営指導基礎を習得するための研修を実施する。

また、新任期普及職員及び普及指導員資格試験受験者の普及指導活動に必要な技能習得を円滑に図るため、各所属内に普及活動支援チームを設立し、対象普及職員ごとに育成計画を作成し、農業革新支援センター等と連携したＯＪＴ活動を実施する。

イ 総合指導力・専門能力強化研修

新技術の普及定着、現場技術の総合的な組立による課題解決に向け

た能力向上を図るため、地域の農業経営の実態に即した経営管理、経営分析等の実践的な研修を実施する。

なお、他機関からの転入者及び部門変更者に対しては、緊急的に技術向上を図るための研修を実施する。

ウ 指導スキル向上研修

普及指導活動の効果的効率的な実践に向けて、各所属の運営方法等を相互に交換し、マネジメントができる能力の取得を図るための研修を実施する。

エ その他

採用１年目の普及職員については、多様化・高度化する農業・畜産業に触れるとともに、それぞれの分野の理解促進を目的に、農家派遣研修及び試験研究機関の実習を実施する。

③ 国の研修への普及指導員の派遣

国が主催する研修については、別途定める派遣方針に沿って、普及指導活動の経験年数、普及指導員資格の取得、本人の希望や農業革新支援専門員の推薦等を総合的に勘案し、普及指導員及び農業革新支援専門員を計画的に受講させ、指導能力の向上を図る。

第５ 農業普及・振興課の運営

１ 農業普及・振興課の活動体制

農業普及・振興課の活動体制は、地域の実情や情勢変化に弾力的に対応した普及指導活動を展開するため班体制とし、普及指導活動の時間が十分に確保されるよう、適切に業務管理を行う。また、緊急・突発的な課題が生じた場合、プロジェクトチームの設置や各専門部門との連携により迅速に対応する。

併せて、農業者に対する普及指導活動及び調査研究活動を効果的・効率的に行うため、就農・営農相談室、土壌診断施設等の充実や機材の整備を図る。

加えて、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者に提供するために、ＩＣＴを活用した情報提供及び相談の機能強化に努める。

また、農業者をはじめ、食料システム関係者、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関をつなぐハブ機関としての機能を果たすよう努める。

2 農業革新支援センターの活動体制

農業革新支援センターの活動体制は、普及指導員の専門分野ごとにおける普及課題解決の総括・支援活動を効果的・効率的に展開できるよう班体制とする。

また、農業革新支援センターは、各地域の農業普及・振興課と一体となり、試験研究機関、行政機関、農業大学校との連携を図りながら、普及指導活動を支援し、普及組織の役割強化を図る。

さらに、行政施策の推進に当たっては、普及事業の役割や機能がより明確になるよう、農林水産部関係各課との検討協議を行う等その一体的な推進に努める。県全域にわたる、あるいは地域横断的な緊急性の高い課題が発生した場合には、必要に応じて専門項目を配慮したプロジェクトチームを編成し迅速な解決に努める。

なお、先進的な農業者に対する専門的な情報提供や高度な相談機能を充実させるための機材を整備するとともに、農業者や地域農業の課題解決に向けて、以下の取組みを行うよう努めるものとする。

- (1) 運営指針第5第2項に定められた農業革新支援センターの機能を発揮し、農業普及・振興課等では対応が困難な高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対しては、必要に応じて国や他の都道府県との全国的なネットワークを活用しながら、適時・適切に対応する。
- (2) 既存技術で対応できない課題や先進的な技術の現地適応等については、国立研究開発法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努める。
- (3) 試験研究については、課題設定の計画段階から農業革新支援専門員が参画し、普及組織の総合力を発揮できるものとなるように努める。
さらに、開発技術の普及状況や問題点等を的確に試験研究機関につなぐ等、普及組織による研究成果のフォローアップを強化する。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

1 研修教育の充実強化

農業大学校においては、将来の農業を担う人材を養成する中核的研修教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、GAP（農業生産工程管理）に関する教育、企業、教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術研修をはじめとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための施設整備を図る。

また、農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加して

いることを踏まえ、円滑な就農のため、就農相談や農業法人とのマッチング、農業・普及振興課との連携等の就農支援の取組みを推進するとともに、就農後に地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を行うものとする。

2 社会人や農業高校等への研修機会の提供

農業者の学び直しの場としての農業技術・経営研修や、社会人等多様な人材の新規就農支援研修を実施するなど「開かれた農業大学校」としての研修教育を充実する。

また、農業高校等との連携を強化し、高校生の農業大学校への進学を促すとともに、就農意欲を喚起するための研修機会の提供や学校農業クラブ活動への支援等を行う。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の主体性を確保しつつ、効果的・効率的な課題解決の手段として、農業近代化資金や青年等就農支援資金等の制度資金、並びに各種補助事業等を普及振興計画に明確に位置付け、普及組織の役割を明確にしたうえで、各広域本部（地域振興局）の関係各課、市町村や農業協同組合等の関係機関と密接に連携を図りながら普及指導活動を展開する。

また、行政施策に対する農業者への迅速な理解促進、並びに農業者ニーズの行政施策への的確な反映を図ることが重要であるため、関係機関との連携をより一層強化する。

2 家畜伝染病への対応

関係機関と連携し農業者等の防疫意識向上を推進するとともに、発生時には地域支援対策本部を設置し、家畜保健衛生所等が行う防疫対策対応への協力・支援を行う。

3 病虫害対策への対応

病虫害の侵入・定着防止対策については、関係機関と連携し農業者等の防疫意識向上を推進するとともに、発生時には病虫害防除所等が行う調査・初動対応への協力・支援を行う。

4 関係機関との連携による効率的な普及指導活動

各広域本部（地域振興局）単位で、市町村、農業団体、農業者組織等の関係組織と連携した会議を開催し、地域農業の活性化や役割分担の明確化

等を通じて、普及指導活動の機能強化を図りながら、次に掲げる普及指導活動推進に係る事項について、定期的な協議を通じて、効果的・効率的な普及指導活動を展開する。

- (１) 普及振興計画の策定
- (２) 普及指導活動の評価
- (３) 関係機関との連携及び役割分担
- (４) その他普及指導活動の推進に関すること

５ 各種地域協議会との連携による普及指導活動

市町村、農業協同組合等の関係機関で構成する営農連絡協議会や市町村農業担い手育成総合支援協議会等と密接に連携するとともに、各種協議会等での普及指導員の役割を明確にしたうえで、総合的な指導効果を発揮するよう努める。

６ 地域資源である林業・水産業との連携及び都道府県間の連携

地域の多様な資源の活用による地域農業の振興を図る観点から、林業や水産業に関する普及指導員等、農業以外の指導機関との連携を図る。

また、広域的な課題に対して横断的な検討及び解決が図られるよう、関係する都道府県間の情報共有、技術協力に努める。

７ 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解促進及び将来における農業の担い手確保に資するため、農業体験学習等の取組みを推進する教育機関、市町村、農業協同組合等に対して情報提供、相談活動を実施する。

８ 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚の涵養を図る観点から、海外からの研修生等の受け入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供に努める。